

(平成21年4月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から同年10月まで

社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、申立期間について未加入との回答を得た。昭和43年3月末にA社を退職し、すぐに自分でB町役場に出向き、国民年金の加入手続を行った後、父が納税組合を通じて保険料を納付してくれたはずである。父は納付となっているのに、自分は未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳の記号番号が払い出されたのは、申立期間を経過した昭和44年4月末以降である。社会保険庁の記録では申立人が資格取得したのは同年4月20日となっており、これはB町の記録とも一致している。

申立人によれば、国民年金保険料をまとめて納付した記憶は無く、納税組合を通じた納付方法のほかには納付したことは無いとしているが、B町から事情聴取したところ、「納税組合では、現年度分で納付期限が到来していない国民年金保険料のみを集金していた。」としており、申立期間の保険料は、資格取得した時点で、納付期限を既に到来していることから、同組合を通じて保険料を納付したとは認められない。

また、申立人は国民年金保険料の納付に関与しておらず、納付状況の詳細が不明であるほか、申立期間について保険料を納付したことを裏付ける関連資料は無い。

このほか、申立人は、申立期間以前の昭和41年7月から、B町から住民票を異動しておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている

ことをうかがわせる周辺事情も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から同年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から同年 4 月まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間が未納との回答を得た。当時、風邪をひいて、A 市役所で、国民健康保険の手続をした際、国民年金の加入手続も行い、保険料を納付したはずであり、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年ごろ B 市で払い出されており、申立期間は未加入期間となっていることから保険料を納付することはできない。また、申立人は、ほかに年金手帳を受け取った記憶は無いとしている。

さらに、申立人に確認したところ、申立期間当時、国民健康保険の加入手続については詳細に記憶しているものの、国民年金への加入手続については記憶が曖昧であるほか、申立期間当時、申立人が国民年金保険料を納付したことを裏付ける関連資料、周辺事情は無い。

なお、A 市役所に照会したところ、国民年金の被保険者名簿及び国民健康保険の加入記録等は既に廃棄されており、申立人の記録は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年12月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年12月から63年3月まで
社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、申立期間について未加入との回答を得た。20歳になった昭和58年12月に、父がA町（現在は、B町）役場で国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれたはずであり、未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳の記号番号は、申立期間中の昭和62年12月15日以降にA町において払い出されている。

申立人によれば、申立期間当時、県外の大学に在学しており、申立期間は任意加入期間に該当することから、制度上、さかのぼって国民年金に加入し保険料を納付することはできない。

また、申立人は国民年金保険料の納付に関与しておらず、納付していたとする申立人の父も納付方法や納付金額の記憶が明確でなく、申立期間について保険料を納付したことを裏付ける関連資料は無い。

このほか、申立人は、昭和63年5月まで、A町から住民票を異動しておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる周辺事情も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 11 月 10 日から 37 年 7 月末まで
社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。

昭和 36 年 11 月 10 日に資格喪失した際に保険証を返納した記録となっているが、返納した記憶は無く、同社には 36 年 9 月から 37 年 7 月まで継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されていたと思うので、加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に申立期間も勤務していたと主張しており、同社における同僚等を複数名挙げている。そのうち連絡がとれた2名に、申立人の勤務の状況や厚生年金保険の加入状況などを照会したところ、申立人が、同社に勤務していたことは記憶しているものの、勤務期間についての記憶が曖昧であり、申立人が申立期間において同社に勤務していたことについて、確認することはできない。

仮に、申立人がA社に申立期間も勤務していたとしても、申立人には、給与明細書等の資料は無く、事業所にも賃金台帳等の資料は保管されておらず、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

また、事業主は、「社会保険庁の記録どおりの届出を行っており、従業員が厚生年金保険の資格喪失後も継続して勤務するようなことは無

い」と証言しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することはできない。

さらに、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間について申立人の氏名の記録は無く、整理番号にも欠番は無く、資格喪失した際に健康保険証を返納した旨の記載（昭和36年11月16日返納）がなされている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。